

## 平成26年度第2回 岡山県消費生活懇談会議事概要

### 【開催要領】

- 1 開催日時：平成27年2月20日(金) 10:30～12:00
- 2 開催場所：メルパルクOKAYAMA 3階 曙
- 3 出席委員（計17名、敬称略）

#### 【消費者委員】

近藤清志、大西泰子、武藤一江、太田直代、中園麻由美、三船徹二

#### 【生産・流通関係者委員】

草地清子、吉田公子、西谷玲子

#### 【学識経験者委員】

佐藤洋子、小松原竜司、屋敷利紀、鳥越良光、薬師寺明子

#### 【教育関係者委員】

栗坂祐子、河野弘道、西崎大修

### 【議事次第】

#### 1 開 会

鳥越会長あいさつ

県民生活部谷本部長あいさつ

#### 2 委員紹介、開催要件及び議決要件、懇談会の概要、会議の公開について

出席委員17名のうち今回初めて出席した4名を事務局から紹介。

本日の懇談会は20名の委員のうち17名の出席があり、懇談会規則第6条に規定する開催要件及び議決要件を満たしている旨を報告。

岡山県消費生活懇談会の公開に関する方針に基づき、会議を公開し、議事概要を県のホームページに掲載することの確認。本日の傍聴者はなし。

以後は、規則第6条第1項の規定により、鳥越会長が進行。

#### 3 協議事項

##### (1) 報告事項

##### ① 岡山県消費者教育推進計画に係る事業の取組状況

消費生活  
センター

○（資料1により国の消費者教育推進会議地域連携小委員会で報告した県消費生活センターの消費者教育の拠点化に向けた取組等について説明）

会 長

ただいまの説明に対し、何か御意見・御質問がありませんか。

委 員

消費者教育の担い手とあるが、取引というのは、受け手である消費者だけでなく、提供者である事業者の両者が関わるのが重要である。事業者に対して消費者教育を行うという視点が必要ではないか。

消費生活  
センター

当センターとしても、事業者の視点からの消費者教育が重要と考えている。各事業者団体とは互いに情報共有を行うなど、既に連携を進めているところだが、今後も引き続き連携を深めていきたい。

委 員

自治体における警察との連携はどうか。

くらし安全  
安心課

各自治体では、地元の警察署と連携しているのは承知している。また、県では特殊詐欺被害防止ネットワークを警察と共に立ち上げており、宅配業者や郵便業者等の民間事業者と共に、特殊詐欺を未然防止する体制となっている。

また、特定商取引法違反に関する消費者被害は多いことから、当課では警察OBの職員を配置している。消費生活センターや市町村の消費生活窓口相談をして頂ければ、随時、警察と連携する体制となっている。

## ② 岡山県金融広報委員会の活動状況

金融広報委員会	○（資料2により県金融広報委員会の活動状況について説明）
会長	ただいまの説明に対し、何か御意見・御質問がありませんか。
委員	金融・金銭教育研究校の指定は、どのような形で行っているのか。
金融広報委員会	基本的には立候補である。毎年4月から翌年3月までで委嘱をしている。今年度も、1月初め県金融広報委員会から市町村教育委員会を通じて委嘱にかかる募集通知を各学校に発出している。立候補があった学校に対して、県教育委員会から推薦を出してもらい、委嘱している。
委員	倉敷方面に研究校が多いようだが、何か事情はあるのか。
金融広報委員会	特に無い。
委員	研究の成果について、発表は行っているのか。
金融広報委員会	先日（2/16）開催した金融・金銭教育協議会において、2年間の研究成果を報告してもらったところである。
委員	学校での金融教育講演会は、学校からの要望で行っているのか。
金融広報委員会	今回は、学校から資料提供等の相談を頂き、講演会の開催に結びついたものである。
委員	金融広報アドバイザーはどのように選んでいるのか。
金融広報委員会	基本的には、現在、アドバイザーをしている方からの推薦や紹介を受けて、面接等を行い、県と協議のうえ決定している。
委員	金銭教育は重要なテーマだが、学校にとっては難しいテーマでもある。金融広報委員会のホームページ等で、より詳細な情報が確認できるようにして頂きたい。
金融広報委員会	今後検討して参りたい。
委員	岡山南高校には商業学科があり、総合実践という授業の中で、担当教諭が生徒に声をかけたところ、自主的に小論文を書き、多くの賞を受賞する結果につながった。
会長	教育の効果が出ている事例だ。全県に広めていく広報活動が必要である。

委員	岡山県金融広報委員会の予算は、主にどこから出ているのか。
金融広報委員会	多くの部分は中央の組織からの予算であるが、岡山県においても銀行協会や生命保険協会など、金融機関団体等から頂いている。
委員	中央組織というと、税金も含まれるのか。
金融広報委員会	全国銀行協会やその他民間の金融機関団体から頂いているほか、日本銀行の補助金を通じて、公的な資金も入っていると承知している。
委員	金銭教育の対象として、今回は比較的若年層を重視している印象を受けたが、今後、高齢者を対象とした金銭教育を行う予定はあるか。
金融広報委員会	必ずしも若年層に限定しているものではない。幅広い分野において金銭教育を進めており、金融広報アドバイザーの講演テーマの中には、年金や社会保険の話、ライフプランの話もある。今後も幅広く啓発活動を行いたい。
委員	金銭教育や消費者教育については、実践の場が、どちらかというと中学や高校で行われているように思われるが、小学校の家庭科の中でも行っている。従来の家庭科では、衣食住を中心に教育していたが、現在は併せて、消費生活や環境にも重点を置いている。例えば、食育と消費生活を合わせた形で学習を進める題材もある。小学校教育の基礎的な学習の延長上に、中学高校の教育があると考えている。
委員	学校の教育は影響力が大きい。場合によっては、生徒だけでなく保護者の意識を変えることにもつながる。
委員	こうした素晴らしい取組があっても、学校には膨大な量の情報が各方面から送付されるために、気づかないことも多い。 校長会に出向いて説明する等、広報の仕方について、今後工夫する余地がある。
金融広報委員会	今後検討して参りたい。
委員	組織に県の教育委員会も入っているが、事業に関して、教育委員会との連携は図っているのか。
金融広報委員会	金融・金銭教育研究校への立候補を、県教育委員会でとりまとめて推薦を頂いて委嘱している。なお、活動内容については、各学校で考えて頂き、当委員会で支援をしている状況である。

### ③ 景品表示法の改正・施行

くらし安全 安心課 会長	○（資料3により、景品表示法の改正・施行について説明）  ただいまの説明に対し、何か御意見・御質問がありませんか。  〈質問、意見なし〉
--------------------	--

#### ④ 特定商取引法の行政処分

くらし安全 安心課	○（資料4により、特定商取引法の行政処分について説明）
会 長	ただいまの説明に対し、何か御意見・御質問がありませんか。
委 員	商品先物取引の不招請勧誘緩和の話が出てきている。先物取引については、過去、様々な消費者被害が発生しているにもかかわらず、年齢や所得、金融資産等、一定条件の元で、65歳未満に訪問電話勧誘が認められる方向とのことだが、そういった動きについても把握し、必要に応じて対応してもらいたい。

#### ⑤ 消費生活相談の状況

消費生活 センター	○（資料5により、消費生活相談の状況について説明）
会 長	ただいまの説明に対し、何か御意見・御質問がありませんか。  〈質問、意見なし〉

#### ⑥ 次期岡山県消費生活基本計画の策定

くらし安全 安心課	○（資料6により、次期岡山県消費生活基本計画の策定について説明）
会 長	ただいまの説明に対し、何か御意見・御質問がありませんか。  〈質問、意見なし〉

#### 5 閉 会

会 長	その他で御意見はありませんか。ないようですので、それでは、今回の懇談会はこれで閉会とさせていただきます。
-----	--